

地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について

令和 5 年 10 月 6 日
地方公共団体への公金納付
のデジタル化の検討に係る
関係府省庁連絡会議決定

令和 6 年 10 月 4 日改定

「規制改革実施計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）等に基づき、デジタル庁及び総務省並びに地方公共団体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁（以下「関係府省庁」という。）においては、地方公共団体（都道府県・市区町村をいう。以下同じ。）における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させる観点から、以下について、地方公共団体のほか、住民・民間事業者等のユーザーとなる関係者の意見を聞きながら、所要の取組を推進していくこととする。

1. 地方公共団体が eL-QR を活用した公金納付を行うことを可能とする取組

デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、以下のア～ウの公金について、eL-QR（地方税統一 QR コード）を活用した納付が可能となるよう必要な取組を行う。この際、地方公共団体の実務に過大な負担や混乱が生じないように十分に配慮することとする。

- ア いずれの団体においても相当量の取扱件数がある公金（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）
- イ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等）
- ウ 普通会計に属する全ての公金（歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。）並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。）

具体的には、「規制改革実施計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、ア及びイの公金について、全国的に共通の取扱いとして eL-QR を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な措置を講ずることとする。あわせて、デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、

文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までに eL-QR を活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対しても eL-QR を活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。

この際、多くの地方公共団体においては、共通の情報システムで多種の公金の収納管理を行っており、こうした場合には、当該情報システムの改修を行うことで、当該多種の公金についてあわせて eL-QR を活用した納付が可能となることを踏まえ、幅広い公金での活用を地方公共団体に要請するものとする。

2. その他の必要な取組事項

上記1に基づく取組のほか、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組については、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）に基づき、所要の取組を推進していくものとする。また、デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、エンドツーエンドでのデジタル完結による住民や民間事業者の利便性向上等を実現するため、公金収納に係る納付通知について、地方公共団体がフロントサービス（マイナポータルや e-Gov）を活用して電子的に送付する方法のほか、一定の公金収納を担うこととなる eLTAX との連携も視野に速やかに検討する。

3. 今後の取組のスケジュール

eLTAX や地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までに eL-QR を活用した公金収納を開始することを目指す。